

第卅三條 退會セントスルモノハ其ノ旨本會事務所ニ届出ツヘシ

第卅四條 會員ニシテ會費ヲ滞納シタルモノニハ雜誌ノ配附ヲ中止シ滞納ニケ年ニ五リタルモノハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第卅五條 會員タルノ體面ヲ汚ス行爲アリト認ムルモノハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

第七章 附 則

第卅六條 本會會則ヲ改正セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

第卅七條 發會ノ際ニ於テ會長及副會長ハ創立準備員ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ第一回總會ニ至ルマテトス

第卅八條 入會金ハ當分之ヲ徴收セス

以 上

東京市本郷區湯島三丁目
東京女子高等師範學校内
日本中等教育數學會

會費領收報告 大正七年十月十日ヨリ
同 八年二月廿八日マデ

金一圓八十錢(六、七、八年份)高田テツ(八、九、十年分)加藤セチ
(五、六、七年份)小河テル

金一圓二十錢(六、七年份)鹽津貞(七、八年份)松本マサ、井上壽野
(八、九年份)南徳代、吉田銀、木村茂枝(九、十年分)鎌田ミヨリ

金六十錢(七年份)太田ミネ、甘槽ヒデ、佐野ラク、池田トヨ
(八年份)吉成ツネ

前號ニ廣告致セシ拂込通知票紛失ノ爲メ領收報告ノ後レ
シ分

金一圓八十錢(五、六、七年份)三浦キヨシ(七、八、九年份)三上サワ

金六拾錢(七年份)鳥取チカヨ(十年分)南徳代

廣 告

近年物價騰貴の爲め會報發行に對し從來の會費にては
收支を償ひ兼候に付大正八年度より會費一ケ年八拾錢に
改め候間御承知置下され度就ては是迄に六拾錢の割にて
八年度及其後まで御送付濟の諸君は御面倒ながら猶一ケ
年分貳拾錢づゝ御追送に預り度候

大正八年六月廿一日印刷

大正八年六月廿四日發行

(非賣品)

東京女子師範學校
學術談話會

理 科 部

東京女子高等師範學校内
編輯兼人 平 島 權 藏

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
印刷人 久 保 忠

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
印刷所 久 保 印 刷 所